



報道関係者 各位

令和元年6月28日

【照会先】

栃木労働局 職業安定部職業対策課

職業対策課長 松本 勝彦

外国人雇用対策担当官 赤羽 克仁

(電話) 028-610-3557

(FAX) 028-637-8609

「企業向け外国人材雇用等無料相談窓口」を開設

平成31年4月「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、新在留資格「特定技能」を有する外国人労働者等の受け入れが開始されたことに伴い、外国人材の円滑な受け入れの促進に向けた取り組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が求められています。

そのため、栃木労働局では外国人労働者を雇用する（または雇用しようとする）企業向けの相談窓口を開設し、外国人材の受け入れ及び雇用管理に係る相談を行います。

○ 場 所：ハローワーク宇都宮 駅前プラザ

〒321-0964 宇都宮市駅前通り 1-3-1 KDX宇都宮ビル2階

電話 028-623-8609

○相談担当：外国人雇用管理アドバイザー（在留資格等に詳しい行政書士）

○相談日時：毎月第1木曜日 14:00～16:00

（相談日 7/4、8/7、9/5、10/9、11/7、12/5、1/9、2/6、3/5）

○主な相談内容

①外国人雇用状況届出書のハローワークへの提出について

②外国人雇用管理指針に基づく雇用管理について

③在留資格の種類と内容について

④技能実習生と特定技能1号について

⑤留学生の在留資格の変更手続き など

※なお、①②についてはハローワークでも実施しています。

企業向け外国人材雇用等「無料」相談窓口

※対象は、外国人を雇用している、または雇用しようとする県内の企業や事業者等です。

在留資格の変更に
どんな手続きが必要？

お気軽に
ご相談ください！

外国人の労務管理は
どうすればいいですか？

ビザの取得とは？



外国人を雇用する際の注意点

入国管理とは？

技能実習生の受け入れは？
「特定技能」で受け入れは？

グローバル人材(留学生、
在留外国人)の活用は？

外国人材の雇用等の相談に 行政書士が対応いたします。

※事前にお電話でご予約下さい。相談は無料です。

●毎月第1木曜日 14:00～16:00 (8月、10月、1月は他の日に振替となります。)

(相談予定日 7/4、8/7、9/5、10/9、11/7、12/5、1/9、2/6、3/5 ※事情により変更の場合があります。事前にご確認ください。)

■相談窓口へのお問い合わせ

ハローワーク宇都宮
駅前プラザ

TEL028-623-8609

〒321-0964

宇都宮市駅前通り1-3-1

KDX宇都宮ビル2階

※公共交通機関の利用にご協力ください。



20190521版

栃木県、公益財団法人栃木県国際交流協会が主催する「企業向け外国人材雇用等無料相談窓口」も活用ください。

※事前にお電話でご予約ください。

●弁護士による法律相談

毎月第3木曜日(祝日の場合は第4木曜日)14:00～16:00

●行政書士による在留資格・ビザ相談

毎月第3木曜日(祝日の場合は第4木曜日)10:00～12:00

問い合わせ：公益財団法人栃木県国際交流協会 TEL:028-621-0777